

令和 7 年度 金融機関提案要領

(西武信用金庫：西武脱炭素支援)

1 目的

この要領は、令和 7 年度東京都中小企業制度融資要項（以下「要項」という。）「第 2 政策課題対応資金（H T T・女性活躍・D X・育業等）」4 金融機関提案融資（略称：金融提案）」について必要な事項を定めることを目的とする。

2 融資スキームの概要

(1) 取扱金融機関

西武信用金庫

(2) 名称

西武脱炭素支援（略称：金提 2 2 西脱支）

(3) 目的

都内中小企業者及び組合に対し、当該取扱金融機関連携先の支援により C O 2 排出量の算定をすることにより、脱炭素に資する取組深化と併せて必要な資金を低利で融資することにより、自社の競争力強化を図ることを目的とする。

(4) 融資目標額

20 億円

3 定義

要項総則の 2 に定めるとおりとする。

4 融資対象

次の (1) から (3) までを全て満たすもの

(1) 中小企業者又は組合であること。

(2) 融資対象の基本要件（要項総則の 3）を満たすこと。

(3) 当該取扱金融機関連携先の支援により自社の C O 2 排出量の算定（可視化）を行っていること。

5 融資条件

次の表のとおりとする。

資金用途	設備資金 ただし、自社の脱炭素経営に資する設備資金に限る。
融資限度額	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）
融資期間	15 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）
融資利率（年率）	取扱金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は 1 年以内）とする。
融資形式	証書貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。 なお、東京都が保証料率 0.2% に相当する信用保証料を補助する。
保証人	要項総則の 4 に定めるとおりとする。

物的担保	要項総則の４に定めるとおりとする。
責任共有制度	責任共有制度が適用される。

6 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(2) 融資申込受付機関

西武信用金庫

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名	必要部数
要項総則の 5 に定める書類	所定部数
「東京都『金融機関提案』申込書」	1 部
ＣＯ２排出量算定のサービスを導入していることがわかる書類（契約書など）	1 部

7 融資申込受付後の処理

要項総則の 6 に定めるとおりとする。ただし、本融資の申込受付は取扱金融機関に限られているため、あっせん機関及び保証協会受付にかかる記述は適用しない。

8 関係書類の表示

関係書類には「金提 2 2 西脱支」の表示をする。

9 取扱金融機関の責務及び報告等

- (1) 取扱金融機関は、中小企業者等に対し、当該取扱金融機関連携先の支援によりＣＯ２排出量の算定をすることにより、脱炭素に資する取組深化を図る。また、中小企業者等からＣＯ２排出量の算定結果の報告を受けることとする。
- (2) 取扱金融機関は、この融資が完済になるまでの間、年に一度、中小企業者等の事業年度終了の日から 4 か月以内に、保証協会に対し、中小企業者等の決算書等財務諸表一式を提出するものとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。